

ひょうご共済

WINTER
No.177
2017



写真提供／福崎町「河童の河太郎と河次郎」

新年のご挨拶	2
組合会議員紹介	3
保健課から	
平成27年度医療統計	4
退職を予定されている皆さまへ	6
ジェネリック医薬品を活用しましょう	8
保健課からのお願い	9
年金課から	
退職後、再就職したら年金はどうなるの？	10
短時間労働者に対する社会保険の 適用範囲が拡大されました	13
福祉課から	
平成28年度健康セミナーを開催しました ほか	14
「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果	16

貸付事業をご利用ください	17
貯金払戻日カレンダー	19
血液サラサラ健康レシピ	20
磨いて、噛んでプラークを遠ざけよう!	21
平成29年度遺族附加年金事業 きずな 更新のご案内	22
わが街紹介 福崎町	24
ちょっとブレイク クイズパーク	26
他府県施設紹介	
三重県市町村職員共済組合「サンペルラ志摩」	27
直営施設紹介「ひょうご共済会館」	28
「ゆめ春来」	30
ゆめ春来からのご案内	32
組合の概況／平成28年11月の医療費状況	32

ご家族の皆さまと一緒にご覧ください。

新年のご挨拶

理事長
山中 健



新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

また、本組合の事業運営に対し、平素より多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年12月2日開催の組合会での役員選挙におきまして、引き続き理事長にご推挙いただきその重責を担うこととなりました。今後とも、組合員並びにご家族の皆様の健康の保持増進、福祉の向上のために、より一層努力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は、8・9月に開催されたリオデジャネイロオリンピック、パラリンピックでの日本代表の素晴らしい活躍や、3年連続で日本人がノーベル賞を受賞するなど多くの明るい話題がありました。

そして、昨年6月には消費税10%への引き上げが平成31年10月に再延期されることも正式に決定しました。消費税の増税分は、年金や医療など社会保障の安定化と充実に充てられるため、その動向には注視が必要です。

医療保険制度におきましては、日本の国民医療費は年間40兆円を超え8年続けて過去最高を更新しています。主な要因といたしましては医療機関での窓口負担の少ない高齢者の増加と高額な新薬の登場による薬剤費の増加であります。これにより国は、高齢者医療について負担増の議論を本格的に始め、高額療養費制度の見直しも含めて議論することとされています。

一方、公的年金制度におきましては、昨年3月に年金制度改革法案が国会に提出されました。この法案は年金額の改定ルールの見直しを柱としており、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保することを目的に、年金額の伸びを物価（賃金）の上昇分よりも抑える「マクロ経済スライド」の強化が掲げられています。この仕組みが導入されると、景気が低迷し年金額を抑制していなかった分について、景気が回復し物価が上昇したときに複数年分がまとめて抑制されることになります。

また、昨年は1月よりマイナンバー制度の利用が開始されました。組合員の皆様安心してこの制度をご活用していただけますよう、共済組合ではマイナンバーを含む皆様の大切な個人情報(特定個人情報)の取り扱いにつきまして独自に規程等を作成し万全を期して取り扱ってまいります。皆様もマイナンバーカードやマイナンバーの通知カードは大切に保管いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このように、社会保障制度改革は共済組合の事業に直接関わるものでありますので、引き続き、その動向を注視し、情報等をお知らせするとともに、事務処理等については、適切に対応してまいりたいと考えています。

宿泊施設である「ゆめ春來」につきましては、昨年9月に安全面と老朽化への対策として、檜のお風呂及び空調設備等の更新を実施し、安全、快適にご利用いただける施設としてリニューアルしています。「ゆめ春來」「ひょうご共済会館」の両施設におきましても、厳しい運営状況にありますが、皆様の施設として親しまれ、安心してお気軽にご利用いただけるよう、引き続き施設運営に努めてまいりますので、今後ともご愛顧くださるようお願い申し上げます。

共済制度を取り巻く状況は厳しさが増すばかりですが、事業の円滑な運営と発展に向け、役職員一同最善の努力を尽くす所存ですので、本年も皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

第168回組合会を開催

去る平成28年12月2日に、改選後の議員による初めての組合会を、ひょうご共済会館において開催しました。下記の選挙等が行われ、議案については、原案どおり承認されました。

- **選挙第1号～選挙第5号** 本組合役員等の選挙について
- **委嘱第1号、2号及び指名第1号** 各種委員会の委員の委嘱・指名について
- **協議事項**
 - **議案第1号** 兵庫県市町村職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程の一部改正に係る専決処分の承認について
 - **議案第2号** 兵庫県市町村職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規則の一部改正に係る専決処分の承認について
 - **議案第3号** 兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則の一部改正に係る専決処分の承認について

共済組合の新体制

平成28年12月1日から平成30年11月30日まで

平成28年11月8日、各選挙区において組合会議員選挙を実施し、その当選人により平成28年12月2日に第168回組合会が開催され、今期の組合会議員の役職が決まりましたので誌上で紹介します。

市町長側



第1区

山中 健(芦屋市)
理事長



第1区

西村 和平(加西市)
福祉事業調査委員



第1区

登 幸人(高砂市)
理事
保養宿泊施設等建設委員
機械処理委員



第1区

森 哲男(三田市)
福祉事業調査委員
保養施設運営委員



第1区

広瀬 栄(養父市)
福祉事業調査委員
保養宿泊施設等建設委員



第1区

多次 勝昭(朝来市)
理事
保養施設運営委員長



第1区

門 康彦(淡路市)
監事



第1区

福元 晶三(宍粟市)
福祉事業調査委員



第2区

福田 長治(猪名川町)
福祉事業調査委員長



第2区

庵途 典章(佐用町)
理事長職務代理
保養宿泊施設等建設委員長
機械処理委員長

職員側



第1区

神谷 利彦(尼崎市)
監事



第1区

長谷 啓弘(芦屋市)
福祉事業調査委員



第1区

三宅 一茂(宝塚市)
理事
保養施設運営副委員長
保養宿泊施設等建設副委員長



第1区

奥野 大輔(南あわじ市)
福祉事業調査委員



第2区

大岡 久典(明石市)
理事
保養宿泊施設等建設委員
機械処理副委員長



第2区

村岡 智之(加西市)
福祉事業調査委員



第3区

磯野 孝之(たつの市)
福祉事業調査副委員長



第3区

藤原 一宏(神河町)
理事
機械処理委員



第4区

平岡 英人(丹波市)
福祉事業調査委員



第4区

隅田 龍(豊岡病院)
理事
保養施設運営委員
保養宿泊施設等建設委員

平成
27年度

医療統計



平成27年4月から平成28年3月の間に、組合員及び被扶養者の皆さまが受けられた医療給付にかかる統計を作成しましたので、その内容についてお知らせいたします。

1 1件当たり日数

「1件当たり日数」とは、総診療日数を年間延べ受診件数で除したもので、一つの医療機関で1ヶ月に受診(入院)した平均日数を表しています。

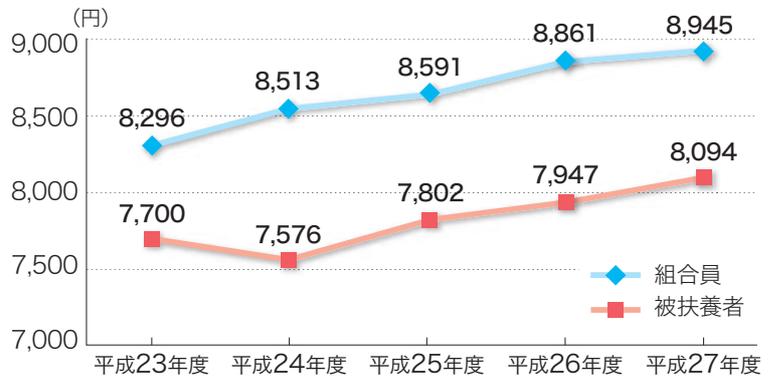
組合員は減少傾向にあります、被扶養者は横ばいとなっています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
組合員	1.8	1.7	1.7	1.6	1.5
被扶養者	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6

2 1日当たり医療費

「1日当たり医療費」とは、年間総医療費を総診療日数で除したもので、医療費の1日当たりの平均です。

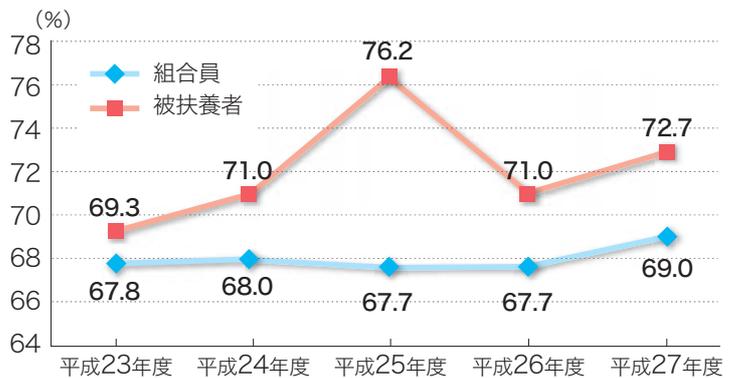
組合員、被扶養者ともに増加しています。



3 受診率

「受診率」とは、年間延べ受診件数を組合員又は被扶養者の延べ人数で除したものを百分率で示したもので、1ヶ月100人当たりの受診件数を示しています。

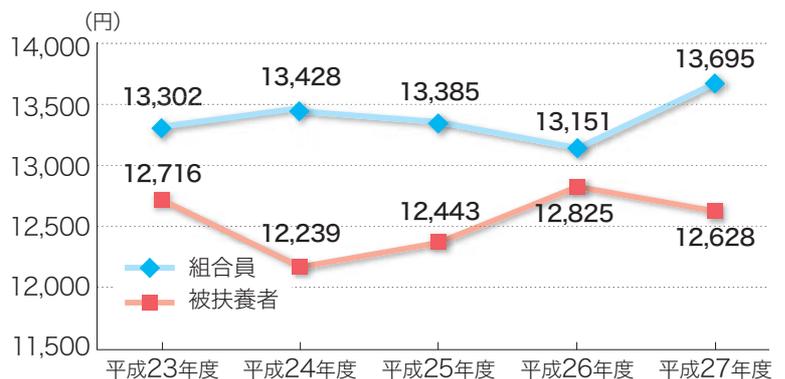
組合員、被扶養者ともに増加しています。



4 1件当たり医療費

「1件当たり医療費」とは、年間総医療費を年間延べ受診件数で除したもので、医療費の1件当たりの平均です。

組合員は増加となっているものの、被扶養者は微減に転じています。



5 年齢階層別病類件数(入院・外来・歯科)

組合員及び被扶養者の入院、外来、歯科を合計した受診件数について病類別に集計し、年齢階層ごとに上位5位まで表にまとめています。

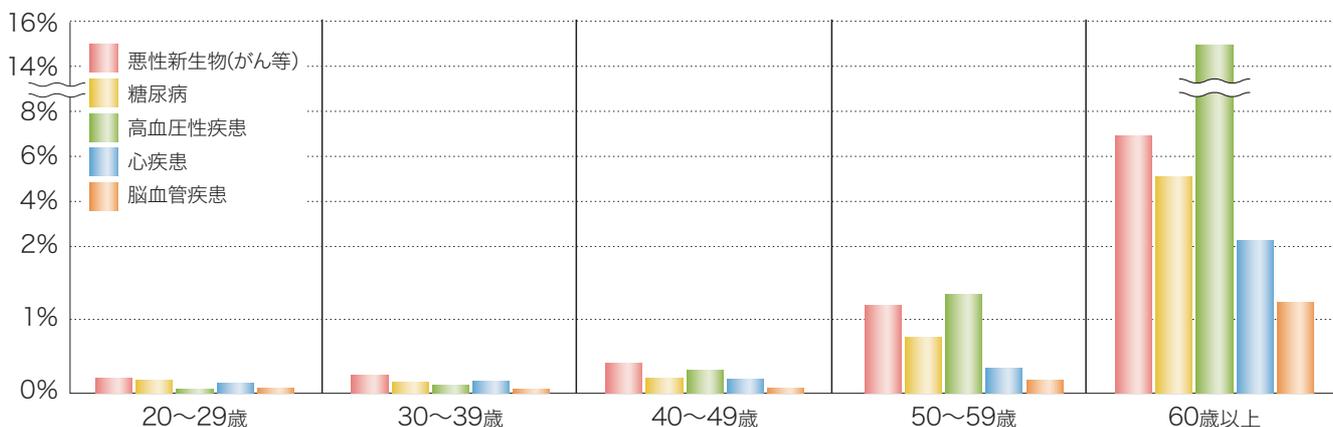
	1位	2位	3位	4位	5位
～19歳	呼吸器系	消化器系(歯科含む)	皮膚・皮下組織	眼・付属器	感染症・寄生虫症
20～29歳	消化器系(歯科含む)	眼・付属器	呼吸器系	皮膚・皮下組織	神経及び行動
30～39歳	消化器系(歯科含む)	呼吸器系	腎尿路生殖器系	眼・付属器	皮膚・皮下組織
40～49歳	消化器系(歯科含む)	呼吸器系	眼・付属器	皮膚・皮下組織	腎尿路生殖器系
50～59歳	消化器系(歯科含む)	循環器系	内分泌・栄養・代謝疾患	筋骨格系・結合組織	呼吸器系
60歳～	消化器系(歯科含む)	循環器系	内分泌・栄養・代謝疾患	筋骨格系・結合組織	眼・付属器

消化器系(歯科含む)	う蝕症(むし歯)・歯肉炎・歯周病・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・アルコール性肝疾患・慢性肝炎・肝硬変等
循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・くも膜下出血・脳梗塞等
呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)・ウイルス性肺炎・急性気管支炎・アレルギー性鼻炎・喘息等
内分泌・栄養・代謝疾患	甲状腺腫・糖尿病等
眼・付属器	結膜炎・白内障・遠視・近視・乱視等
筋骨格系・結合組織	痛風・多発性関節症・椎間板障害・腰痛症・坐骨神経痛・骨粗しょう症等
皮膚・皮下組織	アトピー性皮膚炎・じんま疹等
感染症・寄生虫症	細菌性食中毒・下痢・水ぼうそう・带状疱疹・麻疹・ウイルス性肝炎等



6 主な生活習慣病に係る年代別受診率

主な生活習慣病ごとに組合員と被扶養者を合計した年代別受診率をグラフに表しています。



7 まとめ

「1件当たり日数」、「1日当たり医療費」、「1件当たり医療費」について昨年度比で増減はありませんが、いずれも高い水準で推移しています。

病類ごとの件数では、各年代で消化器系の疾患(主にう蝕(むし歯))が上位になっています。歯磨き習慣を身につけ、歯の健康管理も忘れないでください。

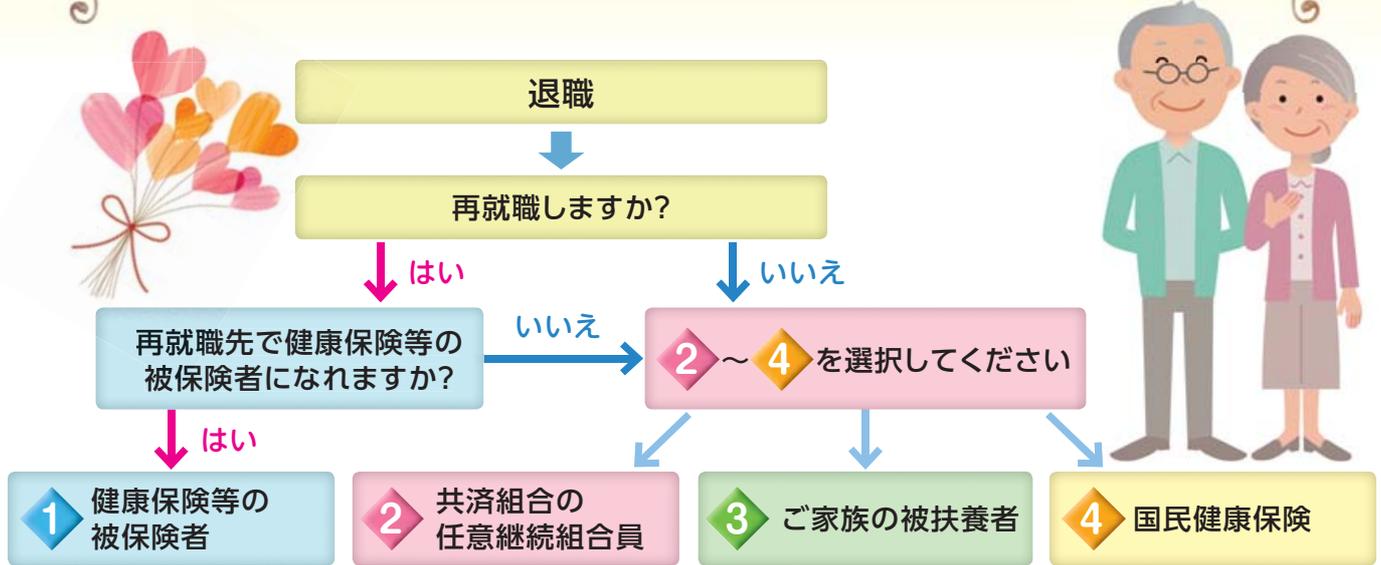
生活習慣病については、年齢が高くなるにつれて上昇しています。特に40歳代から急激に上昇し、高血圧性疾患と糖尿病の上昇は顕著なものとなっています。

健康診断等を受けご自身の健康状態を知り、日ごろから生活習慣を意識することで、重症化を防止することが大切です。



退職を予定されている皆さまへ

退職されますと共済組合の組合員資格は喪失となり、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者認定が取消になりますので、新たに次のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。ここでは、加入できる医療保険制度をご紹介します。



1 健康保険等の被保険者（強制加入）

再就職先で健康保険等の適用を受ける場合は、再就職と同時に健康保険等に参加することとなり、加入手続きも再就職先で行います。再就職先で健康保険等に参加できるか、事業所へおたずねください。

2 共済組合の任意継続組合員

退職後も組合員の希望により最大2年間、在職中と同じ短期給付等の適用を共済組合から受けることができます。ただし、休業手当金等の受けることができない給付もあります。

● 加入要件及び加入手続き

退職日の前日まで引き続いて1年以上組合員であった方が加入できます。

ただし、**退職日から20日以内**に任意継続組合員を希望する旨を組合員申告書にて申し出ていただく必要があります。

お手続きは勤務先の共済組合事務担当課にて行ってください。

● 掛金の払込方法

共済組合が発行する振込用紙にて振り込んでいただきます。**【振込手数料は自己負担】**月払いのほか割引のある前納制度(半年前納又は1年前納)も選択できます。

● 掛金(財源率は平成28年度のもの)

1ヶ月の短期掛金=下のaまたはbのいずれか低い額×93.2/1000

1ヶ月の介護掛金=下のaまたはbのいずれか低い額×11.34/1000

- a 退職時の掛金の基礎となった標準報酬の月額
- b 全組合員の標準報酬の月額の平均額(前年度の平均額は410,000円)



3 ご家族の被扶養者

ご家族の方が健康保険等の被保険者又は共済組合の組合員の場合、恒常的な収入が130万円未満(障害年金を受給されている方又は60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円未満)である等、一定の要件を満たしていれば、被扶養者として認定を受けることができます。

ただし、健康保険組合独自の認定基準がありますので、加入手続きを含め、詳しくは、ご家族が加入されている各健康保険組合等へおたずねください。

なお、保険料は不要です。



4 国民健康保険

国民健康保険法に基づき、市(区)町村が行う地域医療保険です。加入手続きは、**退職日の翌日から14日以内**にお住まいの市(区)町村役場へ届出を行ってください。

なお、保険料等については、市(区)町村によって異なりますので、市(区)町村役場の窓口へおたずねください。

共済組合へ個人番号(マイナンバー)の提供をお願いします

平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まり、一部利用が開始されていますが、医療保険者である共済組合も「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定されている範囲内で、平成29年7月(予定)から組合員と被扶養者の皆さまの個人番号(以下「マイナンバー」)を利用して各種手続を行うこととなります。つきましては、皆さまのマイナンバーを提供していただきますようお願いいたします。



● 短期給付では主に次の目的でマイナンバーを利用します

- ◆被扶養者の認定事務において、住民票や所得証明書等の取得に利用します。
- ◆傷病手当金等の支給事務において、他の法令による給付との併給確認に利用します。

● マイナンバーの収集・取得について

- ◆組合員及びその被扶養者の皆さまのマイナンバーは、勤務先の共済組合事務担当課を經由して提供していただきます。



マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意ください!

共済組合では、電話やメールでマイナンバーの提供を求めたり、照会したりすることはありません。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品を勧められるワケ

安心

**効き目や安全性は
確認済み**

ジェネリック医薬品に使われている有効成分は、長い間使用されてきた新薬によって効能・安全性は実証済み。さらに新薬との同等性を確認する試験や品質の再評価も行われています。

改善
改良

**飲みやすさ、
使いやすさを改善**



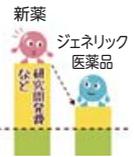
品質は保ちつつ、味やにおい、形状を変えて、新薬よりさらに使いやすく改良されているジェネリック医薬品もあります。大きくて飲みづらい錠剤を小さくしたり、苦みを和らげるコーティングをしたりするなど、さまざまな工夫をしています。

※特許が切れていない薬にジェネリック医薬品はありません。
※薬によっては自己負担額が新薬より高くなる場合や、差が出ない場合もあります。

価格

**開発期間と費用の差が、
価格の差に反映**

新薬の開発には膨大な開発期間や費用が必要です。それに対し、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、短い開発期間と少ない費用で済みます。そのため、新薬より価格を安く抑えられます。



医療費
節減

**医療保険制度を
守ります**

医療機関や薬局で支払う自己負担金は医療費の一部であり、残りは医療保険者が負担しています。ジェネリック医薬品を使うと、私たちが支払う薬代が安くなるだけでなく、医療保険者の負担も削減でき、ひいては医療保険制度を守ることにもつながります。

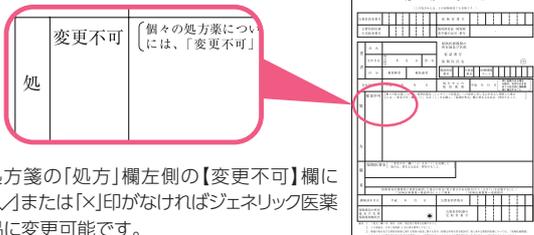
ジェネリック医薬品への切り替えはかんたん!

医師に相談

ジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう。

薬剤師に相談

診察時に医師に相談できなくても、処方箋に【変更不可】の指示がなければ薬局でも変更できます。



※処方箋の「処方」欄左側の【変更不可】欄に「✓」または「×」印がなければジェネリック医薬品に変更可能です。

長く飲み慣れた新薬をジェネリック医薬品に切り替えることに不安がある場合、**短期間処方**の「分割調剤」ができます。体に合わないと感じたら、もちろん新薬に戻せます。

ジェネリック医薬品に切り替えたならココをチェック

- 効き目の強さ
- 持続時間
- 効くまでの時間
- 副作用の有無

薬の効き方や服薬後の体調の変化などを一冊のお薬手帳にまとめて記録しておく、医師や薬剤師に相談しやすく便利です。



ジェネリック医薬品差額通知書を配付します

共済組合では、医療費増高対策の一環として下記に該当する組合員及び被扶養者の皆さまに「ジェネリック医薬品差額通知書」を配付します。

ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額が安くなり、医療費削減にもつながることとなります。通知書が届いた方は、一度ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

対象者

生活習慣病などの慢性疾患に係る薬を服用されている20歳以上の組合員及び被扶養者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に月500円以上の軽減が見込まれる方(毎月飲んでいる薬なら、年間で6千円以上節約できます!)

対象年月

平成28年1月～11月に受診した中で、差額が一番大きい月

送付時期

平成29年2月頃に勤務先の共済組合事務担当課を通じて配付する予定です。被扶養者の差額通知についても組合員へ配付することとなりますので、ご了承ください。

保 健 課 からの お 願 い

結婚等で改姓された方へ!

結婚等で氏名が変更となられた場合、組合員証等の改姓手続きを行う必要がありますので、勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により氏名異動の手続きを行ってください。

また、共済組合からの給付金等受取口座として指定されている金融機関において、口座名義の変更も行っていただきますようお願いいたします。変更手続きがお済みでない場合、附加給付などの給付金の送金が正しく行えないことがあります。

給付金等受取口座の再確認を!

共済組合からの附加給付などの給付金は、組合員の方から申告していただいた指定口座に送金しています。金融機関の店舗の統廃合等により口座番号に変更が生じた場合は、速やかに勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により口座変更の手続きを行ってください。

給付金等受取口座は、特別な事情がない限り解約しないようお願いいたします。

住所が変わった場合には届出を!

引越し等で住所が変更になった場合は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により住所異動の手続きを行ってください。

また、被扶養配偶者の方も同時に住所変更される場合は、国民年金第3号被保険者に係る住所変更届の提出もお願いいたします。

なお、組合員の方と被扶養配偶者の方の住所が異なるようになる場合等は、被扶養配偶者の方の別居先住所を「被扶養者申告書」により届け出てください。



別居の被扶養者の方へ仕送りしている方へ!

別居されている被扶養者の方へ仕送りする場合は、「誰が」「誰に」対して仕送りしているのかが分かるように送金してください。通帳に送金先または送金元が記録される場合は、通帳のコピーで確認できますが、記録されない場合は、送金の事実が確認できる書類が必要となります。共済組合からの調査時に提出をお願いしていますので、送金の控えは必ず最低1年間の保存をお願いいたします。

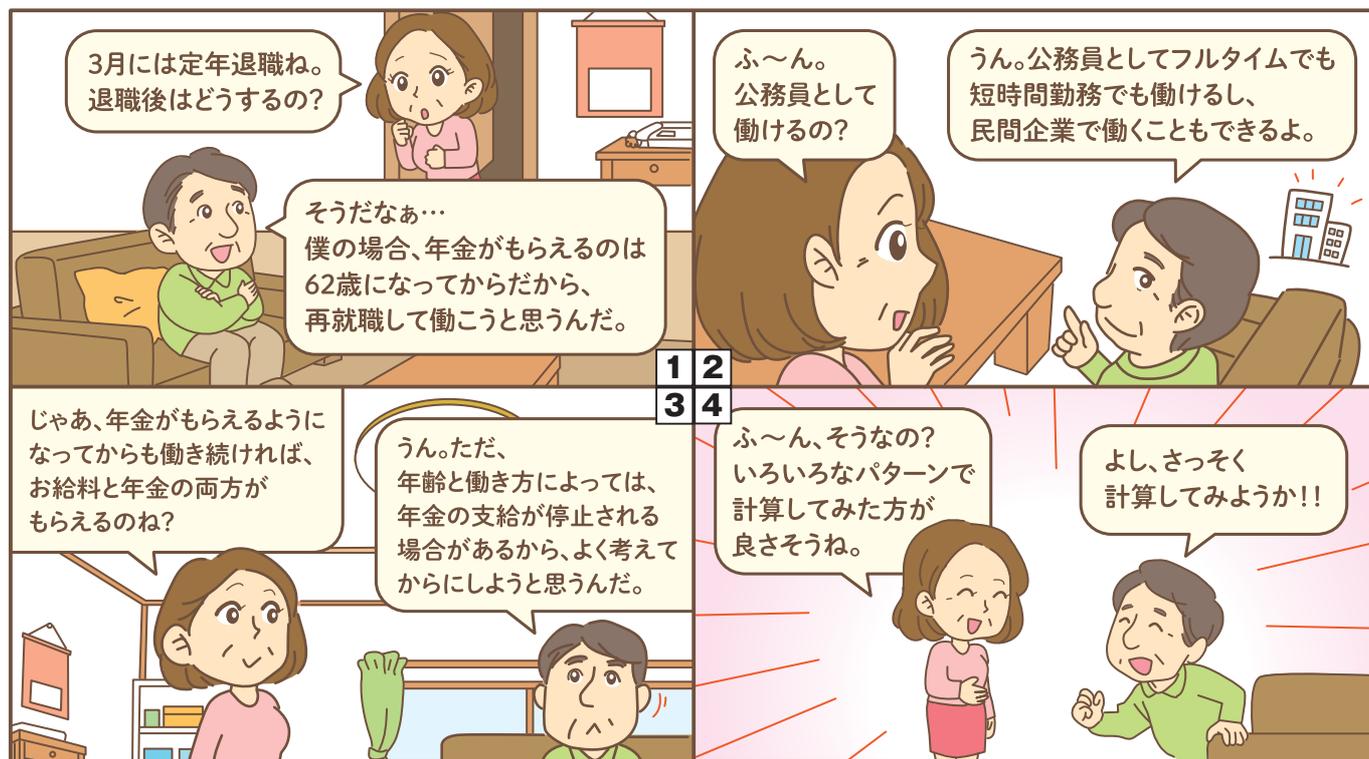
送金の事実が確認できない場合は、遡って被扶養者の認定を取り消さなければならなくなりますので、ご注意ください。

被扶養者の方が年末一時金・賞与(ボーナス)を受け取られた場合は金額の確認を!

認定中の被扶養者の方が賞与(ボーナス)を受け取られた場合は、支給対象月数で按分し、毎月の報酬に加算します。108,333円*ギリギリでお仕事をされている方は、扶養取消となる場合がありますので、毎月の給与明細の金額を確認してください。取消の手続きがありませんと、再認定の手続きもできません。扶養取消は遡って行いますが、再認定は事実発生から30日を超えた場合は、申告書受理年月日からしかできません。パート収入で毎月の収入が一定でない場合は、直近3ヶ月の平均額が108,333円*を超えていないか、常に確認をお願いいたします。

*障害年金を受給されている方又は60歳以上で公的年金を受給されている方は150,000円となります。

退職後、再就職したら年金はどうなるの？



老齢厚生年金をもらいながら賃金を受けている方については、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。

厚生年金の被保険者となり、賃金と年金の合計額が一定の基準額を超えるとときに支給停止となりますが、基準となる額は65歳未満と65歳以上で異なります。

働き方により年金の支給停止が行われます



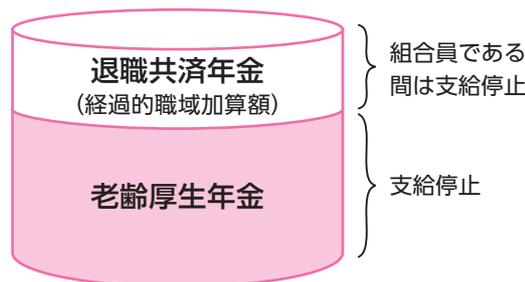
※平成28年10月から、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が拡大されました。詳しくは13ページをご覧ください。

年齢により支給停止の基準額は異なります

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となり、その方の賃金の月額(①総報酬月額相当額)と年金の月額(②基本月額)の合計額が、65歳未満の場合は28万円、65歳以上の場合は47万円を超える場合に年金の一部又は全部が支給停止されます。

ただし、賃金の月額と年金の月額の合計額が上記の額を超えない場合は、支給停止はありません。

なお、老齢基礎年金は全額受給することができます。



①総報酬月額相当額

=

当月の
標準報酬月額

+

当月以前1年間の
標準賞与額等の合計
12

②基本月額^{※3}

=

老齢厚生年金の額 - 加給年金額^{※1} - 経過的加算額^{※2} - 繰下げ加算額
12

※1「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である老齢厚生年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者や子がいるときに加算される金額をいいます。

※2「経過的加算額」とは、老齢基礎年金の算定の基礎となる期間に含まれない公務員の期間(20歳前や60歳後の期間など)に係る定額部分相当として65歳以後の老齢厚生年金の額に加算される金額をいいます。

※3複数の老齢厚生年金を有する場合、すべての年金額を合算して算出することとなります。

65歳未満の場合

①総報酬月額相当額と②基本月額の合計額が28万円を超えるとき、年金の一部又は全部が支給停止されます。

・②基本月額 ≤ 28万円 で、①総報酬月額相当額 ≤ 47万円 となるとき

A 支給停止額 = {(①総報酬月額相当額 + ②基本月額) - 28万円} × 1 / 2

・②基本月額 ≤ 28万円 で、①総報酬月額相当額 > 47万円 となるとき

B 支給停止額 = (①総報酬月額相当額 - 47万円) + {(②基本月額 + 47万円) - 28万円} × 1 / 2



65歳以上の場合

①総報酬月額相当額と②基本月額の合計額が47万円を超えるとき、年金の一部又は全部が支給停止されます。

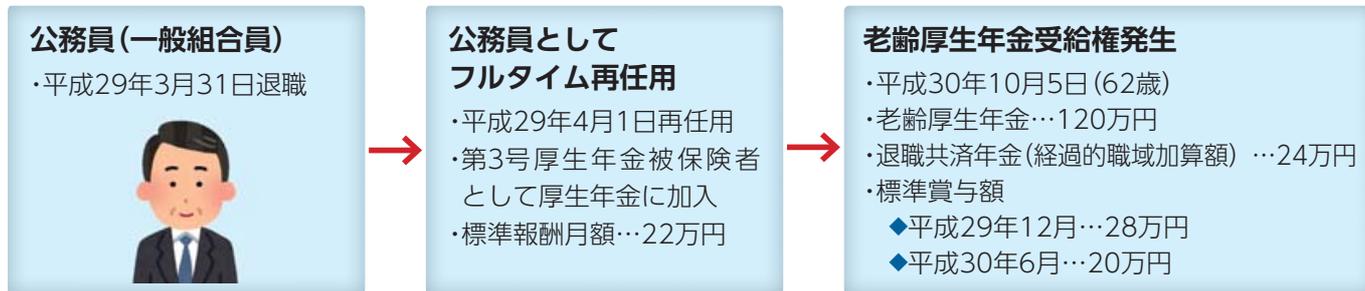
支給停止額 = {(①総報酬月額相当額 + ②基本月額) - 47万円} × 1 / 2

※ 28万円と47万円の支給停止基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。



計算してみましょう

例. 共済太郎さん(昭和31年10月6日生まれ)が公務員としてフルタイム再任用された場合



平成30年10月5日に62歳に到達したので、翌月分から老齢厚生年金の支給が始まります。まずは、総報酬月額相当額と基本月額を算出してみましょう。

$$\begin{aligned} \text{総報酬月額相当額} &= 22\text{万円} + (28\text{万円} + 20\text{万円}) \div 12\text{月} = 26\text{万円} \dots \text{①} \\ \text{基本月額} &= 120\text{万円} \div 12\text{月} = 10\text{万円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

- ①総報酬月額相当額と②基本月額の合計額は36万円となり、28万円を超えているため支給停止がかかります。
①総報酬月額相当額は26万円なので47万円以下、②基本月額は10万円なので28万円以下となるため、11ページのAの計算式で支給停止額を算出します。

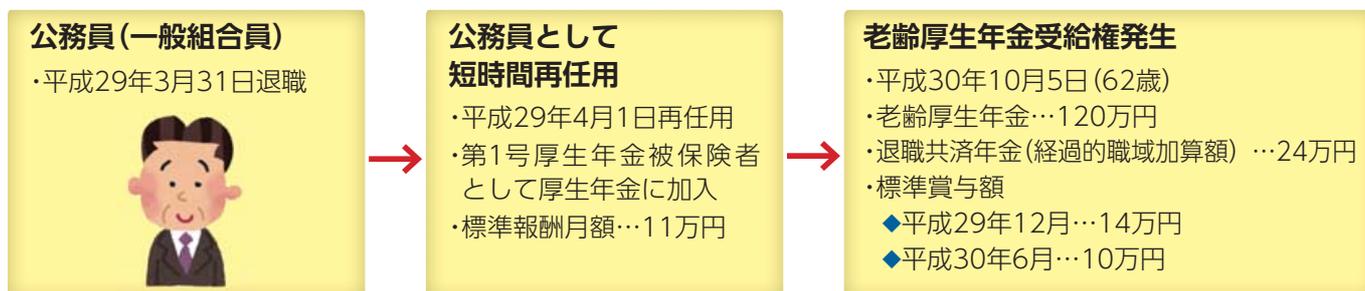
$$\text{支給停止額} = \{(26\text{万円} + 10\text{万円}) - 28\text{万円}\} \times 1 / 2 = 4\text{万円}$$

支給停止額は4万円となり、1月あたりの年金支給額は、

$$\text{1月あたりの年金支給額} = 10\text{万円} - 4\text{万円} = 6\text{万円} \text{ となります}$$

※退職共済年金(経過的職域加算額)は全額停止となります。

例. 共済次郎さん(昭和31年10月6日生まれ)が公務員として短時間再任用された場合



平成30年10月5日に62歳に到達したので、翌月分から老齢厚生年金の支給が始まります。まずは、総報酬月額相当額と基本月額を算出してみましょう。

$$\begin{aligned} \text{総報酬月額相当額} &= 11\text{万円} + (14\text{万円} + 10\text{万円}) \div 12\text{月} = 13\text{万円} \dots \text{①} \\ \text{基本月額} &= 120\text{万円} \div 12\text{月} = 10\text{万円} \dots \text{②} \end{aligned}$$

- ①総報酬月額相当額と②基本月額の合計額は23万円となり、28万円を超えないため支給停止はかかりません。
※退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給となります。

平成28年
10月から

短時間労働者に対する 社会保険の適用範囲が拡大されました

平成28年10月から、厚生年金や健康保険などの社会保険の適用基準が緩和されました。
従業員数500人超えの事業所に雇用され、かつ一定以上の要件を満たすパート・アルバイトの短時間労働者については、社会保険が適用されます。

これまでの適用範囲

労働時間・日数が正社員の概ね4分の3(週30時間)以上

平成28年10月からの適用範囲

労働時間・日数が正社員の概ね4分の3(週30時間)未満であっても、**被保険者数501人以上の事業所**に使用され、かつ下記①～④の要件をすべて満たす方は厚生年金等の社会保険が適用されます。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上

1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合などは、平均により算定し、20時間以上であるかどうか判断されます。

② 雇用期間が継続して1年以上見込まれる

期間の定めがなく雇用される場合も対象となります。
また、雇用期間が1年未満でも、雇用契約が更新される可能性がある場合や、更新等により1年以上雇用された実績がある場合も、対象となります。

③ 月額賃金が88,000円(年収106万円)以上

ただし、下記のような賃金は除きます。

- ・ 臨時に支払われる賃金や1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ・ 時間外、休日、深夜労働に対して支払われる賃金
- ・ 通勤手当等の最低賃金法で算入しないことを定める賃金

④ 学生でない

ただし、下記の場合は社会保険適用の対象となります。

- ・ 休学中の方
- ・ 卒業見込み証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務予定の方
- ・ 大学の夜間学部、高等学校の夜間等定時制の課程の方 など



**ご注意
ください!**

短時間労働者の社会保険の適用拡大により、これまで短時間再任用で勤務時間等により社会保険が適用されていなかった方で、上記の社会保険の適用範囲に該当する場合は、第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入することになります。

厚生年金への加入により、年金の一部が支給停止される場合がありますので、ご注意ください。

平成28年
10月から

年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金 現価率並びに有期年金現価率の値が変わりました

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



健康セミナーを開催しました

平成28年5月29日 新緑のせせらぎの道歩く スキルアップ登山教室(神戸市中央区)

加藤智二((株)好日山荘登山学校校長、国立登山研修所講師)先生、荒木研一((株)アトラストレック大阪支店トレックアドバイザー)先生を招き、新神戸駅から摩耶山(掬星台)まで往復しました。(約14km)
新緑と清流のせせらぎ、掬星台からの景色に日頃の疲れが癒されました。



たくさんの方が参加されました。(約70名)



休憩中に行われた加藤先生の特別講義です。

平成28年6月25日 健康料理教室 in イーグレひめじ(姫路市)

原田亮子、佐藤麻美(兵庫県栄養士会)先生を招き、調理実習を行いました。
減塩を感じさせない味付けで美味しくいただきました。＼(^o^)/

鯨のパン粉焼き、梅風味のサラゲ、もち麦ごはん、牛乳茶碗蒸し、茄子とオクラの胡麻和え、炭酸フルーツゼリー



お楽しみの試食です。



652kcal、たんぱく質 30g
脂質 18.7g、食塩相当量 2.7g

平成28年7月23日 リラックス ヨガ in イーグレひめじ(姫路市)

中西幸子(ヨガ・ヴィオラトリコロール講師)先生を招き、13:00～はじめてのヨガ、15:00～ビギナーズヨガを実施しました。心身ともにリラックスできました。



平成28年8月19日 働く女性の健康講座 in ひょうご共済会館(神戸市中央区)



田口紗緒里(兵庫県助産師会)先生を招き、女性特有の疾病の早期発見・早期治療、健診受診のポイント等についてご講演いただきました。参加者とのディスカッションもあり、より充実したセミナーでした。自身の健康を改めて考える貴重な時間を過ごしました。



平成28年9月3日 リフレッシュピラティス in 神戸芸術センター(神戸市中央区)

中西幸子(ヨガ・ヴィオラトリコロール講師)先生を招き、13:00～はじめてのピラティス、15:00～ストレッチピラティスを実施しました。心身ともにリフレッシュできました。



中西先生は楽々とこのポーズをなさっています。



平成28年10月7日～8日 アンチエイジングセミナー in ゆめ春来(新温泉町)

平岡令孝、竹田和正((有)平岡健康開発研究所)先生を招き、「ストップザフレイル」をテーマにご講演いただきました。実技では、平岡先生独自のパワーストレッチ、こりに効果的なテーピング、ウォーキングなどの楽しくいつまでも元気に美しくいることができる秘訣を教えてくださいました。



これが、パワーストレッチです！



ゲーム形式の運動です。
みなさん必死です、(^o^)/



梯子を使ったラダートレーニングです。
見た目以上にハードです(^_^)



平成28年11月2日 こころの健康講座 in ひょうご共済会館(神戸市中央区)



松田淳子(兵庫県予防医学協会)先生を招き、「睡眠でこころとからだのエネルギー補給」をテーマに睡眠についてご講演いただきました。眠りのメカニズムや深く眠るためのコツを学び、ぐっすり眠ることができるようになりました。
(-_-)ZZZ

退職組合員保養所等利用助成券を交付します

今年度退職された組合員の方に、本組合直営施設「ゆめ春来」又は「ひょうご共済会館」で利用できる助成券を交付します。この機会に是非ご利用ください。

- 助成対象**……組合員期間が1年以上かつ退職時50歳以上の組合員
- 助成金額**……2人で利用する場合は20,000円(1人の場合は10,000円)
- 交付時期**……6月上旬頃
- 助成方法**……施設到着時に「退職組合員保養所等利用助成券」をフロントにお渡しください。

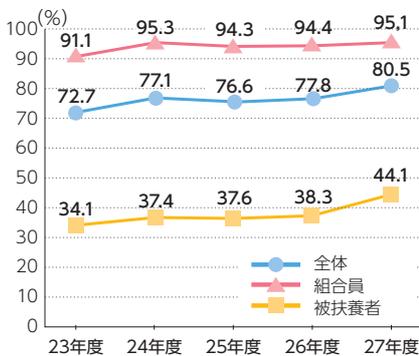
※宿泊料金等が助成金額を下回った場合は、当該宿泊料等が助成対象となります。
※共済組合の保養所等利用助成と併用することはできません。
※他人に譲渡することはできません。



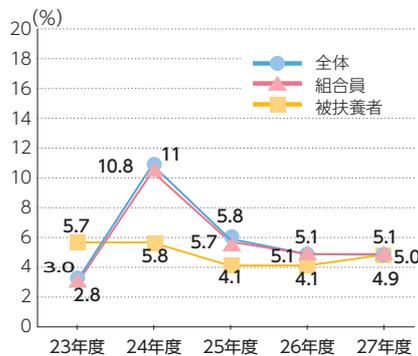
～「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果～

平成27年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果について、平成28年11月に国へ報告を行いましたのでお知らせします。

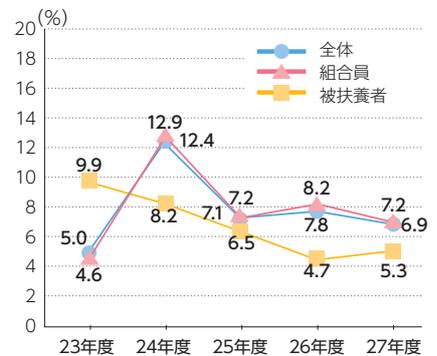
特定健康診査受診率



特定保健指導利用率(積極的支援)



特定保健指導利用率(動機付け支援)



特定健康診査の受診率を集計した結果、組合員では0.7%、被扶養者では5.8%上昇し、全体での受診率は80.5%と昨年から2.7%上昇しました。昨年度は、特定健康診査受診券を配付した被扶養者等のうち、平成28年1月時点で未受診の方に勧奨通知を送付したことで多くの方が受診され、被扶養者の受診率の上昇につながったと考えられます。特定健康診査は、定期的に受診することで数値の変化を把握し、病気の兆候を見つける手段となります。ご自身とご家族のためにも継続して特定健康診査を受診しましょう。

特定保健指導は、その年度に受けた特定健康診査の結果を判定し対象者を抽出しています。対象者のうち、平成27年度も5～7%程度の方しか特定保健指導を利用されませんでした。特定保健指導は、今のままの生活を続けると糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病に罹患するリスクの高い方が該当します。生活習慣病は重症化するまでほとんど症状がありません。病気になると時間もお金もかかりますが、何より今までと同じような生活ができなくなる可能性があります。そうならないために専門家が支援をしてくれる特定保健指導を積極的に受けましょう。

特定健診・特定保健指導ともに自己負担なしで受けていただくことができます。
受診券並びに利用券が交付された方は、すみやかに医療機関へかかりましょう！

健診結果に基づく精密検査受診

ひょうご共済No.175(平成28年7月1日発行)の「健診結果に基づく精密検査受診」に掲載しました受診勧奨について、対象者の抽出を行い、平成28年9月に該当する方のご自宅へ受診勧奨通知を送付しました。

本通知を受け取られた方で、精密検査を受けられていない方は早めに受診しましょう。

《受診勧奨対象者》

平成26年度及び27年度の健診結果の【血圧】【血糖】に関する項目に、**受診勧奨基準値を超える数値が認められる場合**において、平成27年度の健診受診月から平成28年5月末日までに**医療機関**での受診が確認できない**組合員の方**(40歳以上75歳未満の被保険者)

《受診勧奨対象者数とその内訳》

受診勧奨対象者は299人となり、該当項目ごとの内訳は以下のとおりです。

		平成27年度健診結果		
		血圧	血糖	血圧+血糖
平成26年度 健診結果	血圧	133	5	
	血糖	1	149	
	血圧+血糖			11

(人)

検査項目	受診勧奨基準値
空腹時血糖	126 mg/dl以上
HbA1c	6.5 % 以上
最高血圧(収縮期)	160 mmHg以上
最低血圧(拡張期)	100 mmHg以上



貸付事業をご利用ください



共済組合では、福祉事業の一環として組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上等に寄与するため、貸付事業を行っています。

物品の購入等臨時の支出に対して資金を必要とする時の普通貸付、お子様等が高校や大学に入学・進学する時の入学貸付や修学貸付、組合員が居住するための住宅の購入やリフォーム費用を必要とする時の住宅貸付等があります。

勤務先の共済組合事務担当課を通じて、貸付の申込みをしていただくことができます。返済方法は給与天引きによる償還となりますので、金融機関に入金する手間が不要である等便利にご利用いただけます。

詳しくは、本組合ホームページをご覧ください。

各貸付の申込みスケジュール

貸付種類	申込締切日	貸付送金日
普通	①毎月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日) ②毎月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)	①毎月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日 ②翌月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
住宅 在宅介護住宅 災害	工事請負契約日以後着工日まで 不動産売買契約日以後2ヶ月以内	借用証書等を受付けた月の翌月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日
特別	毎月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)	翌月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日

※毎年1月と5月の普通貸付は、末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日のみの送金となります。

貸付の種類と貸付額

貸付種類	内容・用途	貸付利率	貸付額	貸付限度額算出方法
普通	物品購入など臨時に資金を必要とするとき		2~200万円	給料月額×6ヶ月以内
住宅	組合員が居住するための住宅を新築・増改築・住宅購入資金を必要とするとき	年2.66%	10~1800万円	①給料月額×別に定める月数 ②組合員期間
在宅介護 対応住宅	要介護者に配慮した構造を有する住宅を新築・増改築するための資金を必要とするとき	年2.40%	10~300万円	住宅・災害貸付の限度額に300万円を限度とする額を加算した金額
災害 (新規)	水震火災その他非常災害(盗難を含む)による損害を受けたときの回復費用		10~1800万円	
災害 (再貸付)	現在、住宅貸付又は災害新規貸付を受けている方が新たに損害見舞金を支給される程度の損害を受けたときの回復費用	年2.22%	10~1900万円	①給料月額×別に定める月数 ②組合員期間
特別 貸付	医療		2~100万円	給料月額×6ヶ月以内
	入学		2~200万円	
	修学	年2.66%	10~180万円 (年間)	月数1月につき15万円で当該年度の必要額
	結婚			
	葬祭		5~200万円	給料月額×6ヶ月以内

2月から翌年度分の修学貸付の申込みを受け付けます

入学貸付・修学貸付のご案内

種類	入学貸付	修学貸付
貸付事由	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が入学する場合 *卒業までに他の学校に編入学する場合も含まれます。	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が修学している場合
対象学校	学校教育法に規定する高等学校以上の学校[高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上の学校)・短期大学・大学及び大学院]又は外国の教育機関(正規の教育課程の修業年限が1年以上で、入学・修学するコースの修業年限が最低3ヶ月以上)	
貸付限度額	一の貸付事由ごとに給料月額6ヶ月以内で必要額(最低2万円、最高200万円) *必要額とは、入学手続きに必要な入学金・授業料(最高1年間)等で、 入学までに支払わなければならない費用 の範囲内をいいます。	【2～4月に申込みの場合】 貸付対象となる学校の正規の修業年限の年数を限度として、修業年限1年につき最高180万円が必要額 【中途申込みの場合】 申込月の翌月から起算して残存する月数×15万円が必要額 例)5月申込:150万円、6月申込:135万円 *必要額とは、当該年度分の授業料・下宿費用等の範囲内をいいます。
貸付金の単位	1万円	5万円
貸付利率	年2.66%(月利0.2216%) *貸付利率は財務省の財政融資資金利率の変動に伴い変動します。	
償還方法	貸付月の翌月 から元利均等償還 *希望により貸付対象となる学校の正規の修業年限以内で元金の償還を猶予できます。(貸付月の翌月から修業終了月までの間は、利息のみの償還)	修業終了月の翌月 から元利均等償還 *貸付月の翌月から修業終了月までの間は、利息のみの償還となります。 *希望により貸付月の翌月から元利均等償還できます。
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ●特別貸付申込書 ●借用証書 ●印鑑登録証明書^{注1} ●貸付確認事項申告書 ●借入状況等申告書^{注2・注3} ●合格通知書(写)又は入学許可証(写)^{注4} ●入学手続きに係る費用明細(払込期日が確認できるもの) ●住民票又は戸籍抄本^{注5}(続柄が確認できるもの) *入学される方が本人又は被扶養者の場合は不要 ●だんしん加入申込書(加入される方のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別貸付申込書 ●借用証書 ●印鑑登録証明書^{注1} ●貸付確認事項申告書 ●借入状況等申告書^{注2・注3} ●当該年度の在学証明書^{注4} 【2月又は3月に翌年度分を申し込む場合】 入学前…合格通知書(写)又は入学許可証(写) 在学中…申込時における在学証明書 ●当該年度の修学に要する費用の内訳書等 【2月又は3月に翌年度分を申し込む場合】 翌年度の修学に要する費用の内訳が確認できる書類 ●住民票又は戸籍抄本^{注5}(続柄が確認できるもの) *修学されている方が本人又は被扶養者の場合は不要 ●だんしん加入申込書(加入される方のみ)
	<p>注1 貸付送金日前3ヶ月以内に交付されたものとします。</p> <p>注2 他の金融機関等からの借入がある場合、借入状況及び弁済状況を確認できる書類を提出してください。</p> <p>注3 過去に共済組合で貸付の申込みをされた方で、当時、他の金融機関等からの借入があり、その借入について借入状況等申告書に記載がない場合、完済したことが確認できる書類(完済証明書等)を提出してください。</p> <p>注4 共済組合受付日前2ヶ月以内に交付されたものとします。</p> <p>注5 共済組合受付日前3ヶ月以内に交付されたものとします。</p>	
申込締切日	毎月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)共済組合必着	
貸付送金日	翌月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日	

年利
(半年複利)
1.1%

貯金払戻日カレンダー

●印は、払戻日で送金をする日です。●印は、払戻請求書の共済組合の受付締切日です。

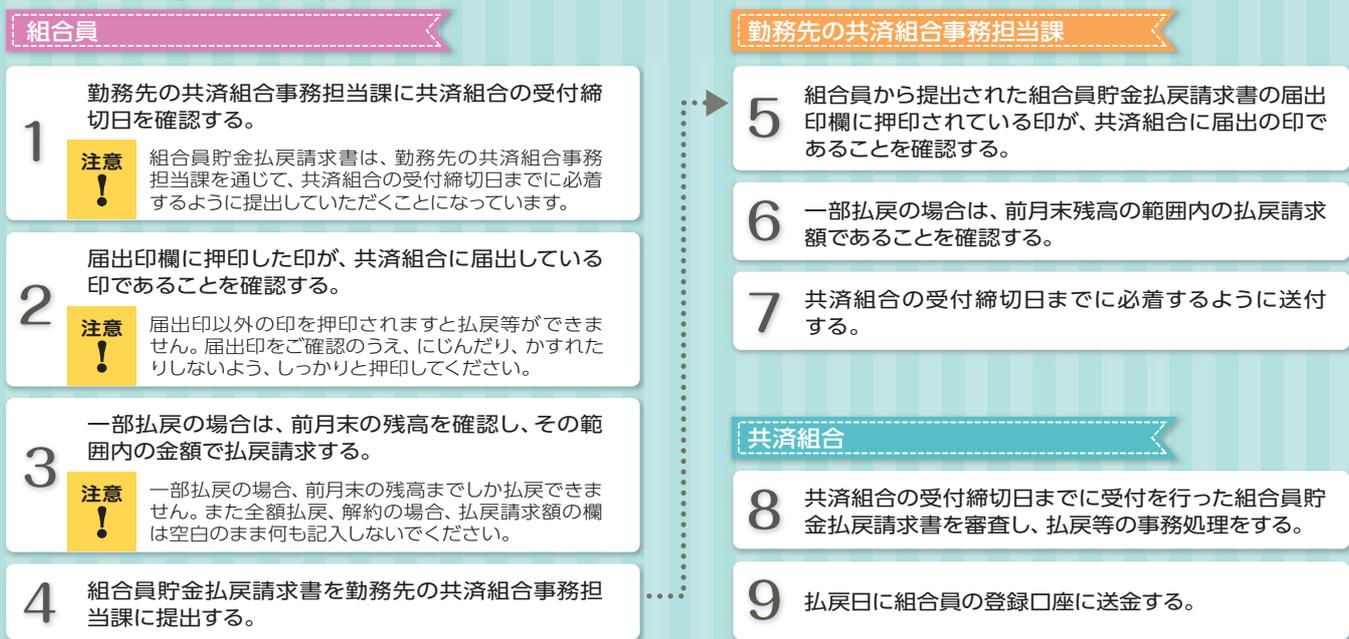
※勤務先での受付締切日は、勤務先の共済組合事務担当課にご確認ください。※共済貯金はペイオフの対象外です。



平成29年	1月 January	2月 February	3月 March																		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4				1	2	3	4
	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
	29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31	

4月 April	5月 May	6月 June																			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
						1		1	2	3	4	5	6					1	2	3	
	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	
	30																				

組合員貯金払戻請求の流れ



問い合わせ先 兵庫県市町村職員共済組合 福祉課 TEL:078-321-0311 (直通)

Money News

非課税貯蓄の申告について

身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金等を受けている方(妻)及び児童扶養手当を受けている方(児童の母)は、非課税貯蓄制度の申告ができます。非課税貯蓄限度額は、他の金融機関等への預貯金・有価証

券等の非課税貯蓄申告額と合わせて350万円までとなります。新たに非課税貯蓄の申告を希望される場合は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて、「非課税貯蓄新規申告書」及び該当事由に係る添付書類を提出してください。

現職の方

平成29年度 遺族附加年金事業 更新のご案内

きずな

今年も、遺族附加年金事業「きずな」の更新手続きの時期がやってまいりました！組合員の皆さまの職場へ制度推進員が訪問し、内容説明と更新の手続きをさせていただきます。（所属によっては、訪問できない職場もあります。）今年度は、以下に記載の制度改定についてもご案内させていただきますので、更なるご協力を賜りますようお願いいたします！！

更新ご案内スケジュール

パンフレットの配布

事業内容のご案内・加入手続き

平成29年1月上旬～平成29年3月3日 **金**

※申込受付期間は、各所属により異なる場合があります

申込締切日 平成29年3月8日 **水**

※各所属により異なりますのでご注意ください

責任開始期(加入日) 平成29年7月1日 **土**

申込方法



所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、制度推進員または「きずな」ご担当窓口へご提出ください！！

万一の死亡保障から病気やケガの保障まで充実した制度がそろっています。年に1回のこの更新手続きの機会に、ぜひ内容をご確認ください！



平成29年度 制度改定のお知らせ

次回更新日(平成29年7月1日)にて、以下2点の制度改定を予定しております。1月～3月に配付予定のご案内資料にてご確認ください、ぜひ、ご検討ください!!!

制度変更① 「きずな」に新しいコースが追加されます！

従来の、Z2コース・Yコース(年金原資4,000万円)よりも、更に充実した内容にて、ご加入いただくことができますようになります。

《ボーナス払併用コース》

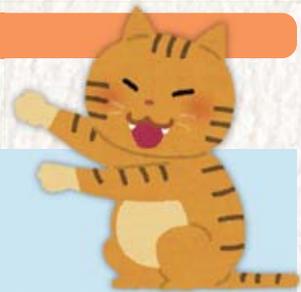
Z4コース(年金原資5,000万円)

Z3コース(年金原資4,500万円)

《月払のみコース》

Gコース(年金原資5,000万円)

Rコース(年金原資4,500万円)



制度変更② 「重病克服支援コース」に新しい特約が追加できるようになります！

「7大疾病保障特約」と「がん・上皮内新生物保障特約」(2種類)を、任意で付加できるようになります。

《7大疾病保障特約とは…》

3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)を新たに保障します。

《がん・上皮内新生物保障特約》

従来の「重病克服支援コース」で保障する悪性新生物(がん)に加えて、上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がんを新たに保障します。

遺族附加年金事業「きずな」にご加入で、ご退職される方の手続きについて

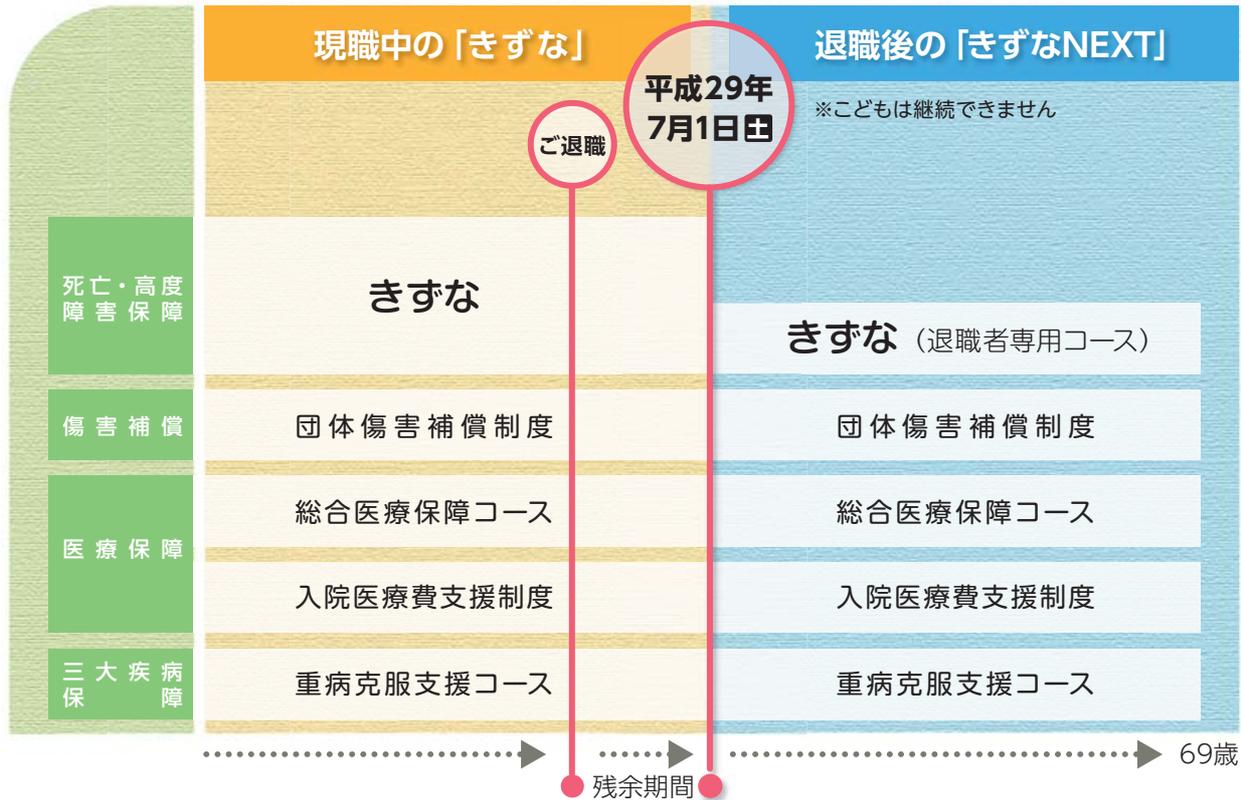
現職の方

きずなNEXTのご案内

※退職時に満50歳以上の方が対象です。

現職中の「きずな」を「きずなNEXT」で継続することができます！
(ただし、一部保障額が限定されます。)

詳細については、平成29年1月～平成29年3月の更新お手続きの時期にご案内いたしますので、お手続き漏れのないようにお願いします。



「きずなNEXT」締切日 平成29年3月8日 水

※申込締切日は各所属により異なりますのでご注意ください。

「きずな」「きずなNEXT」説明希望の方へ

本年度も例年同様、申込受付期間中、制度推進員が「きずな」および「きずなNEXT」説明のため、各所属を訪問いたしますが、所属の都合や訪問時間帯により、お会いできない場合もあります。

説明を希望される方は、別途配付されるパンフレット裏面の「説明希望票・連絡票」を(有)兵庫

ライフサービスまでFAXしてください。優先的にご訪問、もしくはお電話にてご説明させていただきます。

また、訪問期間中にお会いできなかった方には後日、職場へのお電話にてご案内をさせて頂く場合もありますので、資料は職場にて保管をお願いします。

問い合わせ先

事務取扱 (有)兵庫ライフサービス TEL:078-265-6170

※各制度の内容等詳細については、PR時に配付しておりますパンフレットをご参照ください。
※一部所属では、「きずな」を取り扱っていない所属所がございます。

MY-A-17-他-000687
MYG-A-16-LF-707



福崎町データ
(平成28年9月30日現在)

- 面積 45.79km²
- 人口 19,527人
- HPアドレス

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

福崎町

『つなげよう ひろげよう 未来へつづく 福崎町』～町制60周年記念キャッチコピー～

福崎町は、兵庫県の中央部よりやや南に位置し、周辺の多くを緑の山に囲まれ、中央部を清流市川が流れる豊かな自然環境に恵まれたまちです。今年度で町制施行60周年を迎え、今後のさらなる発展に向け、第5次総合計画に基づいて、活力にあふれ、風格のある、住みよいまちを目指しています。

民俗学の父・柳田國男生誕の町である本町には、辻川界隈と呼ばれる歴史遺産が集まる地区があり、柳田國男生家をはじめ、神崎郡歴史民俗資料館(旧神崎郡役所)などの文化財が保存され、歴史・伝統を中心とした文化ゾーンとなっています。

また、最近では辻川山公園に現れる河童の兄弟、河太郎・河次郎が話題を呼び、テレビなどにも多く取り上げられました。昨年4月に登場した空を舞う逆さ天狗も人気です。これらは、柳田國男の民俗学ともかかわりのある、妖怪に着目した町おこしの取り組みで、まちの新たな観光スポットになっています。

公園の南にある「もちむぎのやかた」では、特産品のもち麦を使った料理が味わえます。もち麦は水溶性の食物繊維を多く含み、高い健康効果で注目を集めています。福崎町へお越しの際にはぜひお立ち寄りください。



年中行事

30

4月	民俗辻広場まつり〔辻川界隈〕
8月上旬	山桃忌〔福崎町エルデホール〕
8月9日	福崎夏まつり〔福崎東中学校〕
10月上旬	秋祭り(神輿屋台)〔町内各地〕
11月上旬	福崎秋まつり(産業祭・文化祭) 〔福崎町エルデホール周辺〕
11月23日	自然歩道を歩こう大会
1月成人の日	追儺(鬼追い式)〔神積寺〕
3月春分の日	文殊会式(田原の文殊さん)〔神積寺〕

アクセス



【お車の場合】

■中国自動車道(福崎IC)、播但連絡道路(福崎北ランプまたは福崎南ランプ)下車／大阪から約60分、姫路から約20分



【電車の場合】

■JR山陽本線姫路駅にてJR播但線に乗り換え「福崎駅」下車／姫路から約25分
町内は巡回バス「サルビア号」が運行しています。



表紙の写真の説明

「河童の河太郎と河次郎」
柳田國男の『故郷七十年』に登場する河童(ガタロ)をモチーフにした河太郎と河次郎は、柳田國男の生家に近い辻川山公園のため池にいます。池の淵にいるのは兄の河太郎。池の中にいる弟の河次郎は、時間が来ると池の中から飛び出します。



レクリエーションスポット



「青少年野外活動センター」

気軽に里山散策が楽しめる里山公園なぐさの森や、水面の美しさが特徴の田口奥池に隣接しており、四季を通じて自然の景観に恵まれています。名勝七種の滝や金剛城寺などに近く、山小屋やテントサイト等があり、キャンプ場として最適です。



【要予約:TEL 0790-22-0560(福崎町教育委員会 社会教育課)】

観光スポット



①「辻川界限」



福崎町出身の民俗学者・柳田國男の生家をはじめ、大庄屋三木家住宅や神崎郡歴史民俗資料館など、歴史を感じさせる建物が目白押しです。また、河童や天狗が現れる辻川山公園や特産品のもち麦を使った料理・商品を提供する「もちむぎのやかた」もあり、おすすめの散策コースです。

②「七種の滝」

七種の滝は、雄滝・雌滝、以下48滝あるといわれており、県下八景・県観光百選等選ばれています。このうち雄滝は、落差72m・幅3m、四季折々に48変化と呼ばれる風情を見せ、雨季等、特に水量の多い時期には迫力のある滝を見ることが出来ます。



特産品

もち麦

もち麦は、高タンパク・高ミネラルで、コレステロールを低下させる働きがあるといわれる水溶性食物繊維のβグルカンを多く含み、普通の大麦より「もちもち」した食感が楽しめます。もち麦を使った『もちむぎ麺』は一見するとそばのようですが、食べてみるとコシのあるうどんのよう。うどんにあらず、そばにもあらず…、独特の香ばしさが人気を呼んでいます。



ツノナス

キツネの顔のようなユーモラスな形から「フォックスフェイス」とも呼ばれ、観賞用として人気のツノナスは、9月下旬から約2ヶ月が収穫期です。『幸せを呼ぶ黄色い実』ともいわれており、縁起物としても注目されています。



プレゼント

- ① もちむぎ麺・精麦セット……5名様
- ② もちむぎお菓子・かっぱサイダーセット……5名様
- ③ 絵本「かっぱのガタロウとガジロウ」……5名様



写真はいずれもイメージ

■応募方法

郵便はがきに、ご希望の物産名・郵便番号・住所・氏名・電話番号・勤務先・組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)・共済組合へのご要望やご意見を記入の上、下記へお送りください。

■締め切り

平成29年2月15日(水)消印有効

■プレゼント応募のあて先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館
兵庫県市町村職員共済組合 総務課広報担当 宛

※当選は賞品の発送をもって発表といたします。また、当選されなかった方にも、「福崎町観光パンフレット」を送付させていただきます。

※応募は、**組合員お一人につき1通**とさせていただきます。また、「クロスワードパズル」(26ページ)のゆめ春来宿泊券プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。

■応募される方へお願い

《物産プレゼント》の応募はがきの中に、組合員証記号番号の記載をお願いしておりますのは、賞品等の発送に必要な事項の記入漏れ等のときに、ご本人の確認に使用させていただくためです。提供いただいた情報につきましては、本組合個人情報の保護に関する規程等に基づき、適切に管理しておりますのでご了承ください。これからもよりよい広報誌を作成していくため、ご意見・ご感想をお待ちしております。

■前回の応募数 127通

たくさんのご応募ありがとうございました。今回もたくさんのご応募をお待ちしております。

クロスワードパズル

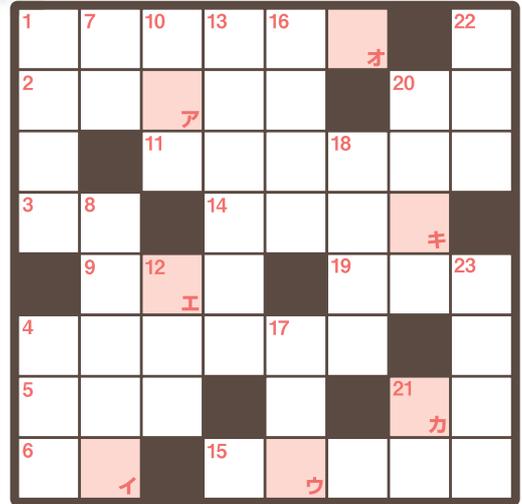
木枯らしが吹く寒い冬。
外に出るのが億劫になるこんな季節は、
暖かい部屋の中でパズルを解いて
頭の体操にチャレンジ!

タテのカギ

- 1 亜麻の種から採れる油。
- 4 海藻の一種。甘辛く炊くと美味。
- 7 谷にはさまれた山の一番高い部分の連なり。稜線ともいう。
- 8 写真を撮ることを生業とする人のこと。
- 10 自分の主張を直に訴えること。
- 12 物事を進める基本的な方針。
- 13 天井と屋根の間の部屋のこと。
- 16 「たくさん」「どっさり」の同義語。○○
○○お酒を飲む。
- 17 原因と結果。○○○応報。
- 18 足の速い神さまのこと。転じて足の速い人のこともこう呼ぶ。
- 20 5本の線に音符を記載したもの。楽譜。
- 21 お祭りでおみこしが町を○○歩く。
- 22 相手を敵として憎む気持ち。
- 23 冬が旬の白い根菜。おでんなどに使う。

ヨコのカギ

- 1 おおよその計画や、未来の構想のこと。
- 2 商売繁盛を願って店先などに置かれる置き物。
- 3 フローリングや畳など、色々な種類がある。
- 4 役職についていない一般の社員のこと。
- 5 自分の功績などを相手に話すこと。
- 6 黄金色に輝く金属。
- 9 植物の花の中心にある器官。ここに花粉が付くことで種や果実ができる。
- 11 アインシュタインの○○○○○○理論。
- 14 イスラム教ではこの時期に日の出から日没まで飲食を断つ習慣がある。
- 15 人類初の宇宙飛行士。「地球は青かった」という名言を残した。
- 19 トランプなどのカードゲームで、プレーヤーが手元に持っている札のこと。
- 20 話す言葉の勢いや、調子のこと。
- 21 ○○はこたつで丸くなる。



答え ア イ ウ エ オ カ キ

平成28年10月号の解答「あきまつり」応募数272通
たくさんのご応募ありがとうございました。

ゆめ春来 ご宿泊招待券 プレゼント!!

クロスワードパズルに正解された方の中から抽選で**5組10名様**にゆめ春来ご宿泊招待券をプレゼント!さらに、**当選されなかった方の中から抽選で10名様にゆめ春来3,000円割引券をプレゼント**します。

応募方法

郵便はがきに、①クイズの解答②郵便番号・住所③氏名④電話番号⑤勤務先⑥組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)を記入の上、右記へお送りください。

締め切り

平成29年2月15日(水)消印有効

プレゼント応募のあて先

〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-16-3
兵庫県民会館
兵庫県市町村職員共済組合
総務課クイズ係 宛

※当選は賞品の発送をもって発表といたします。
※応募は、**組合員お一人につき1通**とさせていただきます。また、わが街紹介(24~25ページ)の物産プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。

<ご宿泊招待券の利用にあたっての注意点>

1泊2食付きの彩(いろどり)コースとなります。
入湯税(150円)及び飲物代は、別途ご負担いただきます。
お料理は変更も可能ですが、差額が生じたときはご負担が発生いたします。
宿泊利用助成との併用はできません。
有効期限は平成29年8月31日(木)までです。
また、平成29年4月1日以降については、宿泊プランの改定により、ご宿泊招待券の対象となるコースが変更となる場合があります。
詳細はゆめ春来までお問い合わせください。

<3,000円割引券の利用にあたっての注意点>

宿泊・お食事・売店で利用することができます。
換金することはできません。
利用の際、釣銭は支払われません。
有効期限は平成29年8月31日(木)までです。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、商品の抽選及び発送に活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

シロクマを探せ!!

右のイラストに描かれた
ゆきうさぎのなかに1頭だけ
シロクマがまぎれているよ!
シロクマがどこにいるか
見つけよう!

「イラストクイズ」の解答は
裏表紙をご覧ください。



サンペルラ志摩

地元三重の豊かな食材と
伊勢志摩の海の幸を堪能し
海を臨む客室から朝陽を眺めながら
優雅なひとときをお過ごしください。



伊勢神宮



鳥羽水族館



志摩スペイン村



車で40分

車で40分

車で7分

サンペルラ志摩のスタンダードプラン

うましくに 三重の三大味覚 美し国コース

伊勢エビ・アワビ・松阪牛を取り入れた最高級プラン



1泊2食付
お一人様

19,900円~

伊勢志摩海の幸満載 しまざとうみ 志摩里海コース

旬の魚介舟盛りをメインに
郷土色豊かな海幸満喫プラン

1泊2食付
お一人様

15,800円~



蒸したてアツアツ しませいろ 四季蒸籠コース

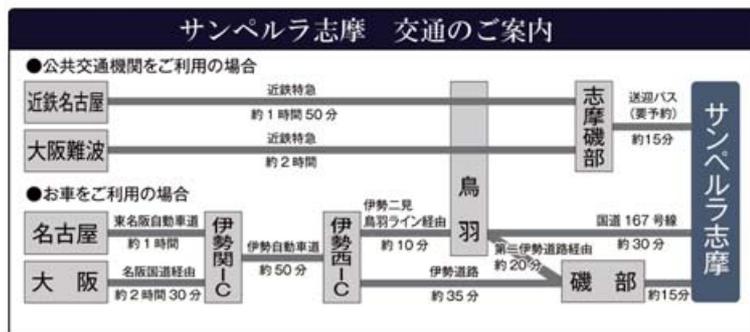
魚介の蒸籠蒸しを中心に、
旬の味が楽しめるお得なプラン

1泊2食付
お一人様

12,400円~



※上記以外にも多数の料理プラン・イベントをご用意しております。詳しくはホームページをご覧ください。



汐岬の湯
サンペルラ志摩

01VA DO NET お電わっと <http://www.oyadonet.com/>

〒517-0204 三重県志摩市磯部町矢314 **サンペルラ志摩** 検索

TEL 0599-57-2130 FAX 0599-57-2131

[公式サイト] <http://www.oyadonet.com/sunperla/>
[E-mail] sunperla@amigo.ne.jp

ひょうご共済会館

新年会プラン

期間／平成29年 1月4日～平成29年 2月28日

- ・前菜盛り合わせ
- ・干し貝柱とカニ肉のふかひれスープ
- ・海老と季節野菜の炒め物
- ・ポテトサラダとスペアリブの焼き豚
- ・若鶏と海老のすり身のレモンソース
- ・ジャージャン麺
- ・デザート盛り合わせ

120分
飲み放題付

お一人様

5,140円



利用助成控除後

2,140円



忘年会・新年会プラン
ご利用での通算割引

1回目
お一人様
5,140円

1回目の領収書持参で
2回目の利用は

2回目
支払金額の20%引き

お飲物メニュー

・清酒・ビール・焼酎・チューハイ・紹興酒・ウーロン茶・ノンアルコールビール・オレンジジュース

お好みの鍋が選べるプラン

期間／平成29年 2月28日まで

5種類の鍋の中から好きな鍋が選べるプランです。

ご利用は2名様から承ります



塩麴鍋



豆苗坦々鍋



豆乳鍋



よせ鍋



神戸ポークの唐辛子鍋

前菜・フルーツ2種・皮付ポテトフライ

120分
飲み放題付

お一人様

4,630円

利用助成控除後

1,630円

歓送迎会選べるプラン

期間／平成29年 3月1日～平成29年 4月30日



卓盛

- ・前菜盛り合わせ
- ・蟹卵入りフカヒレスープ
- ・貝柱のブラックビーンズ
- ・海老の唐辛子炒め
- ・特選和牛の煮込み 蒸しパン添え
- ・桜えび入り汁そば
- ・デザート

120分
飲み放題付

お一人様
5,140円

↓
利用助成控除後

2,140円



鍋料理

- ・前菜盛り合わせ
- ・和牛と豚肩ロースのしゃぶしゃぶ
- ・デザート

120分
飲み放題付

お一人様
5,140円

↓
利用助成控除後

2,140円



歓送迎会選べるプラン ご利用での通算割引

1回目
お一人様
5,140円

1回目の領収書持参で
2回目の利用は

2回目
支払金額の20%引き

お飲物メニュー

・清酒 ・ビール ・焼酎 ・チューハイ ・紹興酒 ・ウーロン茶 ・ノンアルコールビール ・オレンジジュース

おすすめ宿泊プラン



得とくプラン

日曜日～木曜日の限定プラン(祝前日は除く)

お一人様 1泊夕食付
7,000円

↓
利用助成控除後

3,500円

朝食はサービスです



贅沢プラン

フカヒレの姿煮付

お一人様 1泊夕食付
12,000円

↓
利用助成控除後

8,500円

朝食はサービスです

■表示料金は、すべて消費税・奉仕料込みです。

助成金額

宿泊…3,500円 日帰り…3,000円

助成は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです。

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成金額が控除されます。

■写真はすべてイメージです。 ■いずれのご利用も事前のご予約が必要です。



ひょうご共済会館

〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-17-13

TEL (078) 222-2600 FAX (078) 222-2977

E-mail: hkkaikan@vivid.ocn.ne.jp

U R L: http://www.hk-kaikan.com/

ホームページから宿泊の予約ができます



JR元町駅東口から徒歩8分

湯村温泉

しめきた

蟹料理のご案内

期間 / 平成29年3月20日まで



蟹 コース

平日外料金

利用助成控除後

1泊2食付
16,870円より → **11,370円より**

平日は平日宿泊プラン適用で

利用助成控除後

1泊2食付
15,870円 → **10,370円**



蟹と但馬牛 コース

平日外料金

利用助成控除後

1泊2食付
21,190円より → **15,690円より**

平日は平日宿泊プラン適用で

利用助成控除後

1泊2食付
20,190円 → **14,690円**

● 活蟹の料理も承ります ● 時価となりますので、詳細はお問い合わせください。

早割

平日は早割で
さらにお得に!

30日前までにご予約いただくと…
上記金額から

1,000円割引!

プランのお部屋は洋室、和室となります。和洋室をご希望の場合は別途追加料金1,200円を頂戴いたします。

●表示価格は、すべて消費税・奉仕料込みです。●別途入湯税150円お預かりいたします。●写真は全てイメージです。

ゆめ春来ご宿泊のご案内

平日外
料金



お一人様 1泊2食
12,340円
↓
利用助成控除後
6,840円

お部屋タイプ、人数、食事内容により
料金が異なります。
詳細はお問い合わせください。

平日宿泊プラン

期間 / 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで
平日とは、土曜日・祝前日を除く日をいいます。



和
なごみ
お一人様 1泊2食
11,340円
↓
利用助成控除後
コース **5,840円**



彩
いろどり
お一人様 1泊2食
13,710円
↓
利用助成控除後
コース **8,210円**



雅
みやび
お一人様 1泊2食
15,870円
↓
利用助成控除後
コース **10,370円**

ゆめ春来 家族割引のご案内

期間 / 平成29年3月31日まで(但し土曜日・祝前日を除く日)



旬の味覚でおもてなし



ゆめたり、のんびり
風情漂う、ふるりのやすらぎ。

家族割引額

お一人様 **2,000円**

1泊2食のご利用で、
夕食を「和」会席以上の
ご利用者の場合

▶割引対象者

組合員同行に限る

組合員様の被扶養者でない
配偶者、子、父母、祖父母及び、
配偶者の父母、祖父母

家族割引をご利用される方は、ご予約の際、ゆめ春来までお申し出ください。

助成金額

宿泊…5,500円 日帰り…3,000円

助成額は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、
来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご
提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成
金額が控除されます。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796 (99) 2211 FAX.0796 (92) 0233



ゆめ春来ブログ
「山紫水明」も
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp
URL : http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki
ホームページから宿泊の予約ができます。

歓送迎会プランのご案内

期間 / 平成29年3月1日～4月30日

日帰りプランで
楽しいひとときを
お過ごしください



写真は桜コースのイメージです。

梅コース

お一人様

5,400円



利用助成控除後

2,400円

桜コース

お一人様

6,480円



利用助成控除後

3,480円

+1,340円で飲み放題付

10名様以上のご利用で特典あり



- 対象者へ焼鯛1品サービス
- 宴会カラオケサービス
- カラオケルーム利用時1セットサービス (ビールまたは、ソフトドリンク4本+おつまみ1皿)

・瓶ビール中瓶・ノンアルコールビール・熱燗
・焼酎(麦・芋)・チューハイ・ソフトドリンク

※料理内容は変更になる場合がございます。

平日を対象として 送迎を行っております。

- 送迎対象は10名様から承ります。
- その他の相談・ご要望に応じます。
- こちらの送迎は兵庫県内のみとさせていただきます。

有料道路等その他実費分はお客様のご負担となります。
詳細はお問い合わせください。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



湯村温泉

ゆめ春来

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796 (99) 2211

FAX.0796 (92) 0233



ゆめ春来ブログ
「山紫水明」も
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp

U R L : <http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki>

ホームページから宿泊の予約ができます

■組合の概況(平成28年11月末現在)

①組合員数 (任継続)



男	23,042人
女	14,824人
計	37,866人 (前年同月) (37,633人)

②被扶養者数 (任継続)



男	14,961人
女	24,367人
計	39,328人 (前年同月) (39,978人)

③平均標準報酬月額 (任継続)



短期	422,645円 (前年同月) (419,814円)
長期	407,242円 (前年同月) (405,795円)

④任意継続 組合員数



男	252人
女	157人
計	409人 (前年同月) (436人)

※前年同月額は平均給料月額

■平成28年11月(9月診療分)の医療費状況

	件数	金額 (1件当たりの医療費)	前年 同月比
本人	23,907件	271,131千円 (11,341千円)	2%
家族	25,172件	283,740千円 (11,272千円)	2.08%
高額療養費	466件	53,974千円	
家族療養費 附加金	191件	7,821千円	
一部負担金 払戻金	292件	10,183千円	
計	49,079件	626,849千円	

シロクマを探せ!!
の解答

○がついている所にシロクマがか
くられていました。わかりましたか?

